



建武中興神旗繼走 大會に就て

来る十月一日より三日まで奈良縣官幣大社吉野神宮に於て執行せられます後醍醐天皇六百年御式年祭に當り、天皇の御鴻業を景仰し奉ると共に、之を翼賛し奉れる全國各地の諸忠臣が勤王の大旗を翻へして輦轂の下に馳せ參せられたる往時を偲び、これ等御祭神の神旗を捧持繼走して御祭典に參列し、繼走奉仕者は固より全國民をして御祭神の御忠誠を偲ばしめ、以て時局下盡忠奉公の精神を振起發揚せしめんとする企圖が、大日本青年團並に朝日新聞社で進められたことは洵に時宜に適した壯舉であります。

此の捧持する神旗の御祭神は西は熊本縣の懷良親王を奉祀する八代宮を初め、東は北畠一門の孤忠を偲ぶ靈山神社、近畿、中興は大楠公

を奉祀する湊川神社、四條畷神社、名和長年公を奉祀する名和神社等十四社によるのでありまして神旗奉仕の青年團正員及び衛團は實に五千餘名の多數に上るのであります。

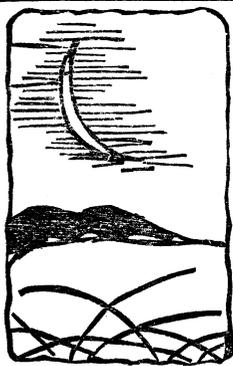
本縣の名和神社は勤王誠忠の名和長年公を中心に皇事に奮闘せられた方々を祀られ、其の御神紋は元弘三年三月船上山の行在所に於て公を召させられ、御宸筆の御文並に

忘れぬやよるべも波のあら磯を
御船の上に止めし心は

の御製とを賜はりました最も由緒深いものであります。

名和神社の御神紋を印した神旗を捧持する青年團は、縣下青年團より選抜せられた一町村五名の正員と、衛團二十名、總計正員百六十名衛團六百九名が九月二十六日午前六時半名和神社に於て嚴肅裡に行はれた神旗授與式で神旗を拜受し、同七時名和神社を出發して往年公と奮闘を共にした一族郎黨と共に、天皇に扈從して京都に御還幸遊ばされました輝かしいが

を偲びつゝ山陰街道を繼走し、午後四時縣廳に到着、而して同夜は縣會議事堂に神旗を警護して一泊し、翌二十七日午前七時出發、午後一時には八頭郡を経て本縣と岡山の縣境で岡山縣の青年團に引繼いだのでありまして、名和公精神顯彰の意義特に深いものがあつたのであります。



軍人の 母として

(軍人の家族として、二)

「若し眞に自己を犠牲に供して他人を愛する慈愛の實際の場合を求むるならば、それは唯一つ

母の子に對する場合のみである」といふのが、心理學上の道説ださうであります。誠にその通りで、母の子に對する愛ほど絶對的であり徹底的であり、犠牲的なものはありませぬ。此の愛する我が子に「母を忘れよ」「死んで歸れ」と勵すその心情、胸の張裂ける思ひであらう事は云ふまでもありません。併しその私情を超越し皇國のためいとし子を死地に送る所に、日本人の母としてのほんどの犠牲的な母性愛があるといふべきであります。幾千年の輝かしい日本の歴史は、此等美はしの事實を以て埋められて居るのであります。

九段で會ふよと勵ます母、家を思ふなど諭す母、臨終を子に知らすなど叫ぶ母、唯君國の爲に親子恩愛の絆を絶つ雄々しき母こそ、軍國日本の總ての母なのであります。

「つはもの」の子女をばぐくむ母として、一面又妻としてのつとめを果さねばならぬ方々にどつては、留守を護る妻たると共に、子女を立派に養育すべき母としての重い責任がある譯であ

ります。

多くの大すきなお父さん
兵たいさんになつて、
支那の國へ行つちやつた。」
父さんきつといさまし。い。
てつぼうもつてけんさげて
はいのうしよつてすゝめ、く。
せんさうしてらるだろ」
支那のたまあたるな
父さん死ぬな。
父さんすゝめ
まつさきになつてすゝめ。」
父さんのゆめ又みたいな、
父さんみられてうれしいな。」

これは父を戦地に送つてゐる尋常二年生の作
つたものです。父を思ふ純真な子供心「父さん
のゆめ、又みたいな、父さんみられてうれし
な」と、夢にだもせめて父に會はんと願ふ父子
の情、嗚呼何んと天真な聲であり、うぞ。

ある軍人の子供が父の出征を希ひ、小學校の
修學旅行中、投げたお賽銭が大鼓に當つたので
縁起はよしと喜んで家に歸つたその日、父が召
集を受けたと聞いて「これで僕もうれしいな」
と、父の出征を悦んだ可愛い子供心、そして愈
々父が出征したその後で、父さん元氣か達者な
かど子供が寄つては父の噂ばかり、中にも六つ
になる末の子が、見るもの聞くもの唯お父さん
を思ひ出し、新聞雜誌に兵隊さんの寫真がある
毎にお父さんだ〜と悦び廻り、はては「お母
さん此の寫真なめてもい〜」と、頑くない子が
母にしがむそのいぢらしさ、聞く母親も涙ある
ばかりであつたといふ話もある。うちのお父さ
んも戦さに行く、といふ一家の榮譽を冀ふ子供
心父を慕ふて、兵隊さんの寫真をなめてもよい
かといふその純真な親子の情、あゝ日本人なれ
ばこそであります。それにつけてもそれ等の子
供を育て上ぐべき留守を預る母として、如何に
此等の事實を考へねばなりませんか、

親を思ふ心にまさる親心

であります。戦ひの場にある父親、此の子等
が、夢にでも見たいといふ以上に、此の寫真を
なめてもい〜、と大きく心以上に子供の事は忘れ
ぬのであります。之を思ひ之を考ふる時
「どうぞ御安心下さい。子供の事は御心配なく
わたしが立派に育て、行きます。」

どの固き決意が、妻であり母であるその人にな
くてはならぬ事と思ふのであります。
子供を立派に育て、外征の任にある夫君に後
顧の憂をかけぬといふことは、子女の母として
最も大切な所でありますと共に、子供は次の時
代を背負つて立つ國民であり、その子供の將來
を左右する大きな責が、母たる自分にかゝつて
居るといふ事を十分に辨へねばならぬ次第であ
ります。

それには自分自らが日本婦人たるの教養を高
め、眞に母たるの務めを全うしなければならぬ
は申す迄もないが、子供に對する教養に就ては
何といつても幼少な時の基礎の教育が最も肝要
である事を忘れてはなりません。三つ兒の時よ

り日本精神を十分に打込み、三つ兒の魂まで
と申します通り、皇國の御用に立つやうに子供
心にも立派な精神を芽生えしむるのは、實に夜
の眼も合はさず無限の愛を以て慈む、母の温い
懷に抱かれて、お伽話をきく間に涵養されるの
であるを思はねばなりません。

母としての重き務めを持たる、貴女方に、今
は貴女方が指示を受け、貴女方を勞り慰めてく
れる夫君であり父である方は居られないのであ
ります。さればか弱き女の手一つでこの重大な
責めを果さねばならぬ所に、貴女方の忍苦がい
り、修養が大切であり「こゝこそ」といふ大勇
猛心を振ひ興されん事を望んで己みません。

もとより此等軍人の家族に對しましては、銃
後に於て政府當局を始め國民全般が厚き同情を
以て援助扶助等に努められて居るのであります
が、受け身となるべき貴女方は、此の厚き同情
に感謝すべきと共に、此の同情に馴るゝ事なく
飽くまで自立自營の精神をもち、假令夫君が、
子が、何年歸らなくとも、立派に母としての務

00972

めを盡すといふ堅き決意が望ましいのでありま
す。
ごころ、迄も能ふ限り自分の力で、といふ信
念で、世間の恩に感謝、報謝はすれど、それに
馴るゝ事なき心得が肝要であります。留守を護
る夫人にして、恩になれては時に思はぬ不覺を
さて見る基もともなる事を、深く注意すべき事
ごもでありませう。

× × ×



鐵は戦争の 原動力

鐵は戦争の原動力である。軍艦も大砲も戦車
も銃剣も、又それを造る機械もみな鐵が無けれ
ば出来ない。
ところが我國にはその鐵が殘念やら足らな

いので、鋼鐵を造る原料の銑鐵や鐵屑を海外か
ら澤山買入れて居る有様である。特に鋼塊一噸
を生産する爲に銑鐵四割弱、屑鐵六割強を要す
ると云ふのであるから屑鐵の占める地位は大き
いのである。
しかもその屑鐵の年推定需要額を昭和十一年
度に於て三百四十萬噸と見ても、これが供給内
譯は工場循環屑八十萬噸、國內回收屑九十萬噸
で、半分の百七十萬噸が輸入屑鐵といふ状態
である。
それだからこそ特に屑鐵の國內回收が焦眉の
問題となつて來るわけである。古鍋、針金、古
トタン板は勿論、古釘、ペン先、蓄音機の針、
ブリキ屑や古錫の一片も放置しないやうに、充
分これが回收に努力しなければならぬ。屑鐵
報國の道は近きにあるのである。

× × ×

00973



第五回 「時局と國民自覺」 指導者講習會

財團法人日本文化中央聯盟は、全國民をして
日本文化の眞髓就中國民精神を深く自覺せしむ
ると共に我國の國際的地位を認識せしめ、其の
奮起を促す爲に國民自覺運動を展開することを
重要な使命として種々の事業を經營してゐる
ものであるが、一昨年二月以來四回に互り「時
局と國民自覺」指導者講習會を開催し、既に四
百八十餘名の受講者を出してゐる。

本講習會は専門的並實際的知識を修得すると
共に、宿舍を共にして主催者、講師、講習員渾
然一体となつて行的講習に精進するものであつ
て、實に有意義な講習と信ずる。

- 一期 間 昭和十四年十月十二日—
十四日
- 二 會場及宿舍 東京市四谷區明治神宮外

三 講師及講題

日本精神 小山松吉
東亞新秩序の建設と國民自覺 松本學

現代世界政治思想の傾向 川原次吉
日本人の生活と文化 長谷川如是閑

第二次世界戦争と日本 林毅陸
思想戦と國防 林軍喜

建國體操指導 酒井將
立身流居合術 加藤久

題未定 松井春生
同 加藤尚雄

四 講習員 本縣より五名(知事より
聯盟に推薦)

五 經費 聽講料は無料、講習員滞
在宿泊費(二泊三日)は主
催者負擔

六 受講申込締切 十月五日

苑日本青年館

00974



戦歿者遺族及び戦傷病勇士に對する
小口融通資金貸付

恩賜財團軍人援護會鳥取縣支部(縣社會課内)では、本月一日より今次事變に於ける戦歿者遺族及び戦傷病勇士に對し小口融通資金の貸付をなすこととなつたが、其の目的は

- 一 醫療のため必要なる経費
- 二 就學のため必要なる資金
- 三 就學準備資金
- 四 其他緊急又は不時の出資に充當する
ための資金

となつて居り、之が貸付を受けんとする者は様式に依る申込書を市町村長を経て提出すればよく、資格は今次事變に於ける戦歿軍人、軍屬の妻子(内縁の妻を含む)父母、祖父母其他戦歿者の死歿當時、之と同一戸籍内(内)にありて本人

より扶養を受けてゐた者及び今次事變に於て歸郷した戦傷病軍人並に軍屬に限られてゐる、本資金の貸付及び返済方法は左の如くである。

- 一 縣支部に於て申込書の受理をなしたる時は之が許否及び金額を決定し貸付をなすものに對しては第三號様式に依る借用證書を徴し市町村長を経て現金をを交付す
- 二 貸付金額は一世帯につき百圓を限度とす
- 三 貸付金に對しては無利子、無擔保とす
- 四 貸付期間は三ヶ年とし、之が返済は据置期間を一年以内とし其以後は年賦若しくは月賦にて定期償還するものとす

但し隨時繰上償還をなすことを得
尙ほ本規程に違反し又は不都合の所爲があると認められた時は貸付金の全部又は一部の返還を命ぜられることがある。

× × ×

00975

小口融通資金 借入申込書

借入金ノ用途	(元) 所屬部隊又ハ鎮守府		現在ノ職業	借入希望額	圓	償還方法	据置期間 年	年賦期間 年
	(元) 兵種官等級 戰歿、除役(召集解除又ハ除隊)年月日							
申請事由								
資金借入後ノ收支概要								

右ハ貴支部資金貸付規程ニヨリ貸付相成度此段及申込候也

昭和 年 月 日

借受人住所

氏

生 年 月 日 名 印

恩賜財團 軍人援護會鳥取縣支部長殿

九月二十日發行「週報」並「寫真週報」掲載内容左記ノ通

寫真週報第八十三號掲載内容

- 一 難攻不落か、ジークフリード要塞線
- 一 戦火擴大す
- 一 行幸に輝く陸軍士官學校
- 一 精動二面鏡
- 一 あッ感電! (家庭救急箱その五)
- 一 讀者のカメラ

週報第百五十三號掲載内容

- 一 滿洲法安肅正の確立 (陸軍省情報部)
- 一 歐洲諸國の防空計畫 (上) (内務省)
- 一 司法保護精神と母性愛 (司法部)
- 一 明治神宮國民體育大會 (厚生省)
- 一 電力とガスの問題 (電氣工業省)
- 一 英佛獨の戦時體制 (外務省情報部)

九月二十七日發行「週報」並「寫真週報」掲載内容左記ノ通

週報第百五十四號掲載内容

- 一 銃後施設の全貌
- 一 應召商工業者の問題 (商工省振興部)
- 一 農山漁村の銃後対策 (農林省)
- 一 歸還軍人の就職問題 (軍事保護院)
- 一 軍人遺家族援護事業について
- 一 銃後美談集
- 一 價格引上の停止について (企業畫院)
- 一 ノモンハン事件の終末 (陸軍省情報部)
- 一 ソ聯のポーランド進駐 (外務省情報部)

寫真週報第八十四號掲載内容

- 一 いで湯に癒す (白衣の勇士の第二の人生出發點 南紀洲白濱温泉療養所開所さる)
- 一 鐵腕に振ふハンマー (大阪職業補導所ルポルタージュ)
- 一 坊や、お母さんは先生よ (未亡人のための特設教員養成所)
- 一 勇士よ! 銃後は大丈夫 (農村の妻女より)
- 一 小説「遙かなる祈り」・・・岸澤光治良 (都會の小僧さんより)

昭和十四年九月廿九日印刷
昭和十四年九月廿九日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所